

別表第 1 (第 4 条関係)

補助対象設備	太陽光発電設備 (自家消費型)	蓄電池
補助率等	7 万円/k W (定額)	補助対象経費の 3 分の 1。 ただし、1 4. 1 万円/k W h の 3 分の 1 (4. 7 万円/k W h) を上限とする。
補助上限額	3 5 万円以内	4 7 万円以内
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助額は千円単位とし、端数が出た場合は切り捨てるものとする。 ・ 自家消費型太陽光発電設備と蓄電池は、必ずセットで導入すること。 ・ 補助対象設備を設置する住宅は、原則、自らが所有するものとする。他に所有者がいる又は自らの所有でない場合は、所有者に設置についての承諾を受けていること。 ・ 同一補助対象者からは 1 回までを申請の上限とする。 ・ 増設は対象外とする。既存の設備を全て撤去し新たに導入する場合は補助対象とする。 	